

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等の点検について

去る 3 月 13 日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、7 名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

このような痛ましい火災の発生を未然に防止するため、障害者のグループホーム・ケアホームにおいても、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、都道府県は、管内のグループホーム・ケアホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、グループホーム・ケアホームにおいて下記に留意の上点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、現在、認知症高齢者グループホーム等に関して、別添のとおり調査を行うこととしており、調査項目及び対象施設等に関して検討がなされていますが、障害者のグループホーム・ケアホームについても同様の調査を行う予定であり、その具体的な調査項目及び対象施設等については改めて連絡いたしますので、ご了解願います。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホーム・ケアホームを運営する事業者は、指定基準第 154 条及び第 213 条第 213 条において準用する第 70 条に定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合は、速やかな対応を講じること。

【点検をお願いしたい項目】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

2. 消防法その他法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第 154 条及び第 213 条において準用する第 70 条第 1 項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

平成 21 年 4 月施行の消防法施行令により新たに義務付けられたスプリンクラー、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、平成 24 年 3 月まで猶予が設けられているが、利用者の安全性を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や障害者自立支援対策臨時特例交付金等を活用しつつ、速やかに設置を進めること。

【点検をお願いしたい項目】

- 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

3. 地域との連携

指定基準第 154 条及び第 213 条で準用する第 70 条第 1 項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備にあたって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めること。

【点検をお願いしたい項目】

- 消防団や近隣住民との連携状況

参 考

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (抄) (平成十八年厚生労働省令第百七十一号)

(非常災害対策)

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(準用)

第一百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。(後略)

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条、第百六条、第百四十一条から第百四十六条まで、第百四十八条、第百四十九条及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。(後略)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (抄) (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)

第四 療養介護

3 運営に関する基準

(19) 非常災害対策(基準第 70 条)

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画

をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

第九 共同生活介護

3 運営に関する基準

(13) 準用(基準第154条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条及び第106条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)を参照されたい。

第十五 共同生活援助

3 運営に関する基準

(3) 準用(基準第213条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条、第106条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)並びに第九の3の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

○消防法(抄)(昭和二十三年法律第百八十六号)

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所

轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

- 3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- 4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

○消防法施行規則（抄）（昭和三十六年自治省令第六号）

（防火管理に係る消防計画）

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

- 一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）
 - イ 自衛消防の組織に関すること。
 - ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
 - ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。
 - ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
 - ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
 - ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
 - ト 防火管理上必要な教育に関すること。
 - チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。
 - リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
 - ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項
- 二 令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分を除く。）及び同項第三号に掲げる防火対象物
 - イ 消火器等の点検及び整備に関すること。

ロ 避難経路の維持管理及びその案内に関する事。

ハ 火気の使用又は取扱いの監督に関する事。

ニ 工事中に使用する危険物等の管理に関する事。

ホ 前号イ及びトからヌまでに掲げる事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

- 2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第二十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九条第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。
- 3 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、第一項の消防計画に、当該防火対象物の当該権原の範囲を定めなければならない。

4～11（略）

報道関係者各位

平成22年3月16日

照会先

老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

室長 千葉 登志雄

室長補佐 田仲 教泰

TEL:03-5253-1111(内線 3868、3869)

FAX:03-3595-3670

第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」を
踏まえた対応について

第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」における議論を踏まえ、各省庁において次の調査を実施する。

○ 消防庁

認知症高齢者グループホームを含めた自力避難困難者入所施設における消防用設備等の設置及び設置予定の状況並びに消防法令違反状況に関する調査(改正消防法施行令により新たに義務付けられた小規模施設分)

○ 厚生労働省

- ・ 指定基準により義務付けている非常災害対策の実施状況、スプリンクラー等の設備の設置状況及び地域との連携状況に関する調査
- ・ 設置予定施設における設置予定時期等に関する調査

○ 国土交通省

認知症高齢者グループホームにおける建築基準法上の違反状況(用途変更等)の把握に関する調査

これらについて、速やかに具体的な調査項目及び対象施設等を決定の上調査を実施。

(調査期間：概ね1ヶ月)